

2. 飲料水の管理

政 令

給水に関する設備（水道法第3条9項に規定する給水装置を除く。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

省 令

省令で定める目的

●人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用（旅館における浴用を除く。）に供することとする。



この規定により、炊事用、浴用等に用いる給湯水にも、飲用目的の水と同様に省令に定める水質検査等の衛生上必要な措置が適用されることとなった。

省 令

飲料水に関する衛生上必要な措置

遊離残留塩素の含有率

●給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1ppm（結合残留塩素の場合は、0.4ppm）以上に保持するようにすること。

（供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合
病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合

0.2ppm（結合残留塩素の含有率1.5ppm）以上

汚染防止の措置

●貯水槽（貯湯槽）の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講ずること。

飲料水（給湯水）の水質検査

●下表に従い、**6ヶ月以内ごとに1回**、定期に行うこと。

水質検査項目	1回目	2回目
一般細菌		
大腸菌		
鉛及びその化合物		*
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
亜鉛及びその化合物		*
鉄及びその化合物		*
銅及びその化合物		*
塩化物イオン		
蒸発残留物		*
有機物（全有機炭素（TOC）の量）		
pH値		
味		
臭気		
色度		
濁度		
計	15項目	10項目

*：1回目の水質検査で適合した場合、2回目で省略可

	<p>●消毒副生成物等 12 項目については、毎年、6月1日から9月30日までの間に1回行うこと。</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>シアン化物イオン及び塩化シアン</td><td>7</td><td>臭素酸</td></tr> <tr><td>2</td><td>塩素酸</td><td>8</td><td>総トリハロメタン</td></tr> <tr><td>3</td><td>クロロ酢酸</td><td>9</td><td>トリクロロ酢酸</td></tr> <tr><td>4</td><td>クロロホルム</td><td>10</td><td>ブロモジクロロメタン</td></tr> <tr><td>5</td><td>ジクロロ酢酸</td><td>11</td><td>ブロモホルム</td></tr> <tr><td>6</td><td>ジブロモクロロメタン</td><td>12</td><td>ホルムアルデヒド</td></tr> </table>	1	シアン化物イオン及び塩化シアン	7	臭素酸	2	塩素酸	8	総トリハロメタン	3	クロロ酢酸	9	トリクロロ酢酸	4	クロロホルム	10	ブロモジクロロメタン	5	ジクロロ酢酸	11	ブロモホルム	6	ジブロモクロロメタン	12	ホルムアルデヒド
1	シアン化物イオン及び塩化シアン	7	臭素酸																						
2	塩素酸	8	総トリハロメタン																						
3	クロロ酢酸	9	トリクロロ酢酸																						
4	クロロホルム	10	ブロモジクロロメタン																						
5	ジクロロ酢酸	11	ブロモホルム																						
6	ジブロモクロロメタン	12	ホルムアルデヒド																						
異常時の検査	●給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令に掲げる事項のうち、必要なものについて検査を行うこと。																								
遊離残留塩素の検査	●7日以内ごとに1回、定期に行うこと。																								
貯水槽（貯湯槽）の清掃	●1年以内ごとに1回、定期に行うこと。																								
健康を害するおそれのあるとき	●供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。																								

留意事項

レジオネラ属菌等による水の汚染に伴う健康影響を防止する観点から、給湯設備についても貯湯槽の点検、清掃等適切な維持管理を実施すること。

中央式の給湯設備を設けている場合は、給湯水の汚染が特に懸念されるため、人の飲用と同様に給湯水について水質検査を実施すること。

ただし、給湯設備の維持管理が適切で、かつ、末端の給水栓での水温が5.5度以上ある場合は、遊離残留塩素濃度の測定は省略してもよい。

省令

設備の維持管理

●厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、設備の維持管理に努めること。



技術上の基準

貯水槽（貯湯槽）の清掃

受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。

貯水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次表に掲げる事項について水質検査を行い、基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、原因を調査し必要な措置を講ずること。

残留塩素の含有率	遊離残留塩素：0.2ppm以上（結合残留塩素：1.5ppm以上）
----------	----------------------------------

色度	5度以下であること。
----	------------

濁度	2度以下であること。
----	------------

臭気	異常でないこと。
----	----------

味	異常でないこと。
---	----------

技術上の基準(つづき)

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき、適切に処理すること。

設備の点検・補修等

貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこと。貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次表に掲げる事項について水質検査を行い、基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、原因を調査し必要な措置を講ずること。

残留塩素の含有率	遊離残留塩素：0.2ppm以上（結合残留塩素：1.5ppm以上）
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。
臭気	異常でないこと。
味	異常でないこと。

貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。

給水管等の維持管理

管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

管洗浄に用いた水・砂等は、完全に排除し、関係法令の規定に基づき適切に処理すること。

管洗浄終了後、給水を開始しようとするときは、貯水槽の清掃と同様の措置を講ずること。

防錆剤

防錆剤の使用は、赤水等の対策として飲料水系統配管の布設替え等が行われるまでの応急対策とし、使用する場合は、適切な品質規格及び使用方法に基づき行うこと。

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等

留意事項

貯水槽の清掃及び設備の点検・補修等時の貯水槽の水張り終了後の水質検査における検査方法は次のとおりとする。

残留塩素の含有率	D P D法又はこれと同等以上の精度を有する方法
色度	
濁度	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
臭気	
味	